

下 関 市 告 示 第 6 4 4 号
令和8年(2026年)9月30日

次の書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第78条により準用している地方税法第20条の2及び下関市税条例第18条の規定により公示送達する。

下 関 市 長 前田 晋太郎

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 書 類 | 令和7年度国民健康保険料 第1期、第2期、第3期
及び第5期督促状
令和8年度国民健康保険料 第1期及び第2期督促状 |
| 2 | 公示件数 | 8件 |
| 3 | そ の 他 | 督促状の指定納期限を令和8年10月13日に変更する。 |

送達できなかった督促状は、下関市福祉部保険年金課に保管し、申出があればいつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

掲載期限：令和8年10月7日まで

国民健康保険 督促状公示送達簿

令和8年9月30日

NO	賦課年度	相当年度	期別	氏名
1	令和7年	令和7年	1期	宇都宮 誠人
2	令和7年	令和7年	2期	宇都宮 誠人
3	令和7年	令和7年	3期	宇都宮 誠人
4	令和7年	令和7年	5期	宇都宮 誠人
5	令和8年	令和8年	1期	GURUNG ROJI
6	令和8年	令和8年	2期	中田 和夫
7	令和8年	令和8年	2期	FENG RUILIN
8	令和8年	令和8年	2期	長谷川 真一郎